

議案第17号

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 年間処理水量 | 7,992,821立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 21,898立方メートル |
| (3) 処理区域市町数 | 4市町 |
| (4) 建設改良費 | 719,253千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	1,294,124千円
第1項 営業収益	482,237千円
第2項 営業外収益	805,930千円
第3項 特別利益	5,957千円
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	1,254,458千円
第1項 営業費用	1,231,100千円
第2項 営業外費用	23,358千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額129,514千円は、引継金126,414千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,100千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	750,073千円
第1項 企業債	150,000千円
第2項 国庫補助金	422,166千円
第3項 建設事業費負担金	157,680千円
第4項 他会計負担金	12,417千円
第5項 他会計補助金	7,810千円

支 出

第1款 資本的支出	879,587千円
第1項 建設改良費	719,253千円
第2項 企業債償還金	90,814千円
第3項 他会計借入金償還金	69,520千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ17,000千円及び23,528千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 150,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,924千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、74,117千円である。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治